

裁判長
認印



調書 (決定)	
事件の表示	平成20年(行ツ)第326号 平成20年(行ヒ)第380号
決定日	平成21年4月23日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	金 築 誠 志 甲 斐 中 辰 夫 涌 井 紀 夫 宮 川 光 治 櫻 井 龍 子
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	大阪高等裁判所平成19年(行コ)第112号, 同20年(行コ)第30号(平成20年7月17日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年4月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 今 福 正 己

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 今 福 正 己



当事者目録

上告人兼申立人	日立造船株式会社
同代表者代表取締役	古川 実
同訴訟代理人弁護士	寺上 泰 照 ほか
被上告人兼相手方	
同訴訟代理人弁護士	坂本 団 ほか
被上告人兼相手方	
同訴訟代理人弁護士	川村 哲 二 ほか
被上告人兼相手方	
同訴訟代理人弁護士	井上 善 雄 ほか